

事 務 連 絡  
令和 3 年 12 月 22 日

各都道府県  
新型コロナウイルス感染症対策担当部局 御中

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

ワクチン・検査パッケージ制度の登録対象でない飲食店及びイベント主催者が  
抗原定性検査を実施する場合における取扱いについて

「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部）（以下「制度要綱」という。）において、飲食店及びイベント主催者等の事業者は、行動制限の緩和の適用を受ける場合には都道府県に登録することとしており、その上で、利用者に対して抗原定性検査を実施する場合には、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」（令和 3 年 11 月 19 日内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室）（以下「実施要綱」という。）に従い適切に実施することとしている。この実施要綱においては、飲食店及びイベント主催者等の事業者が医薬品卸売販売事業者から抗原定性検査キットを入手する場合には、実施要綱の別紙 2 の「ワクチン・検査パッケージ制度等における抗原定性検査を使用した検査実施体制に関する確認書」（以下「確認書」という。）を同卸売販売事業者に提出することとしている。

今般、制度要綱に定める行動制限の緩和の適用を受ける旨の都道府県への登録の対象とならない飲食店（都道府県の第三者認証を取得していない店舗を指す。以下「登録対象外飲食店」という。）及びイベント主催者（参加人数が 5,000 人以下又は収容率 50%以下（※）である、「イベント開催等における感染防止安全計画等について」（令和 3 年 11 月 19 日内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡）に基づく感染防止安全計画の策定の対象とならないイベントの主催者を指す。以下「登録対象外イベント主催者」という。）が、医薬品卸売販売事業者から抗原定性検査キットを入手し、利用者に対して抗原定性検査を実施する場合の取扱いを下記のとおり示すので、所管団体等に周知いただきたい。

（※）緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域においては、5,000 人以下

## 記

### (1) 登録対象外飲食店

医薬品卸売販売事業者から抗原定性検査キットを入手し、利用者に対して抗原定性検査を実施する場合には、以下の①及び②の両方を満たすこと。

- ① 登録対象外飲食店については、「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定その2）」（令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長・厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官・農林水産省大臣官房審議官事務連絡）に定める（1）から（4）までの必須項目を満たしていること。
- ② 実施要綱の別紙2の確認書を医薬品卸売販売事業者に提出し、実施要綱に定めるところに従い、適切に検査を実施すること。

### (2) 登録対象外イベント主催者

医薬品卸売販売事業者から抗原定性検査キットを入手し、利用者に対して抗原定性検査を実施する場合には、以下の①及び②の両方を満たすこと。

- ① 登録対象外イベント主催者については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いについて」（令和3年12月22日内閣府地方創生推進室・内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡）に基づき、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の対象事業の実施事業者として都道府県に登録を行うこと。
- ② 実施要綱の別紙2の確認書を医薬品卸売販売事業者に提出し、実施要綱に定めるところに従い、適切に検査を実施すること。